

「大学の教員と同等の学識を有すると認められる個人」入会審査運用ガイドライン

制定：平成 18 年 9 月 13 日

改定：平成 19 年 7 月 12 日

改定：平成 20 年 11 月 13 日

改定：平成 29 年 1 月 12 日

改定：2023 年 9 月 21 日

学会会員は「会員入会基準」第 2 条(3)において、以下のように入会基準が定められている。

大学の教員、又はこれと同等の学識を有すると認められる個人であって、規約第 4 条に掲げる事業の適用を希望するもの

この基準のうち、「大学の教員と同等の学識を有すると認められる個人」の運営委員会における審査に関し、当面の原則的な運用方針を定める。

1. 基本的考え方

建築研究開発コンソーシアム（以下「コンソ」という。）が「学会会員」として参加を期待する個人であって、以下の学識要件を満足し得る者を運営委員会において審査するものとする。

○学識要件について

個人としての知識・学識に価値が認められ、本来法人会員制度であるコンソに、個人として参加し、活動していただくことがコンソにとって有益であると判断できる者であること。

なお、学識に関する判断に当たっては、参加を期待する分野に係る以下に掲げる事項等を目安として総合的に判断する。

- ・ 建築・住宅技術分野の学位
- ・ " 研究活動実績
- ・ " 審議会や学術団体での活動実績
- ・ " 著述等の実績

また、大学の教員経験者については、原則として学識要件を満たすものと判断する。なお、「建築・住宅技術分野」以外の分野でも、推薦書類(後述)により学識要件を満たすものと判断することが出来る。

なお、学会会員の会員としての権限の行使において代理は認めないものとする。

2. 具体的審査方法

大学教員以外の学会会員の受け入れは、入会希望を受け、これを受動的に審査するということではなく、コンソの意思として必要な者の参加を認めることを基本スタンスとし、以下の手続きとする。

- ① 入会申込書の添付書類として、個人としての知識・学識に価値が認められ、本来法人会員制度であるコンソに、個人として参加し、活動していただくことがコンソにとって有益であることが判断できる資料（例えば、学会会員候補者の職歴、活動状況等の情報(上記2要件を判断するための必要最小限のもの)に加え、正会員又は学会会員（共同研究開発プロジェクト委員会委員長若しくは幹事、又は研究会主査若しくは幹事に限る。）より共同研究プロジェクト、研究会活動等に参加を必要とする旨を記した推薦書類など）を受ける。
- ② 運営委員会において、1. の基本的考え方に照らし、適格性を審査の上、承認する。